



スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を



日本自立生活センター自立支援事業所 2013年8月29日発行 第29号

居場所づくり勉強会 第24弾！ ～「障害者差別解消法」ができたよ！～

2013年6月19日、ついに障害者差別解消法が成立！

日本ではじめての、差別をなくすための法律。国が、現に差別は存在し、それをなくしていかないといけない、と認めたということで、日本では本当に画期的なことです。3年後の2016年の4月1日より施行されることが決まっています。

この法律は、障害者や福祉関係者だけでなく、すべての人に関係があるものです。

①障害を理由とした不当な差別的取り扱いをしてはならない、②過重な負担にならない限り、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない、と書かれています。

とはいえ・・・「差別的取り扱い」？「社会的障壁の除去」？「合理的配慮」???

なかなかなじみのない言葉で、どういうことかわかりにくいですね。

そもそも、憲法で基本的人権の尊重が謳われているのに、なぜ障害者の差別を禁止する法律が必要なのでしょう？ いったいどんな障害者差別があるのでしょうか？

そして、差別をされたら、誰に言えばいいのでしょうか？ また、差別をしてしまったらどうなるのでしょうか？

実は、3年後の施行までに、各省庁でガイドラインが作成されることになっていて、「差別的取り扱い」や「合理的配慮」についてこれから詳しく定められていきます。ですから、法律を理解することとともに、これからできてくるガイドラインにも注目しなければならないのです。

また、同時に、京都府でも差別をなくすための条例づくりが進んでいます。

今回はまず「差別解消法」について知り、国際的状況や国内の動きをおさらいして、法律や条例の基本的な考え方を学びたいと思います。また、身近な差別がどうしたら解消されるのかを考えられる機会にできたら、と思っています。障害のある人ない人、どちらにも関係する重要な法律なので、ぜひ一緒に勉強しましょう！

日 時：9月20日(金)14:00-16:00

場 所：日本自立生活センター事務所

参加費：無料

担 当：矢吹、渡邊、横川 ほか



日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当:横川

TEL:075-682-7950 E-mail:jcil-kyoto@jcil.jp URL:<http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

居場所づくり勉強会第23弾報告 兼 被災地訪問報告～岩手・三陸へ行ってきました～

7月23日の居場所づくり勉強会では、矢吹さんと下林さんに映像や写真を交えて岩手・三陸訪問の報告をしてもらいました。ここでも、岩手への訪問と調査について下林さんより報告をしてもらいます。

日本自立生活センターでは、東日本大震災の発生直後からさまざまな形で救援活動を行ってききましたが、直近では三陸鉄道の2014年4月の全面復興に向けた北リアス線と南リアス線駅のバリアフリー化と三陸ツアー企画に関する事前調査を目的とし、スタッフ3名で、5月24日から30日まで、ゆめ風基金などの助成を得て、岩手県宮古市へ行ってきました。

京都から宮古までは、新幹線と在来線を乗り継ぎ、約1000km、移動時間のみでも8時間ほどかかる道のりでした。宮古市滞在中は、「被災地障がい者センターみやこ」に泊めていただきながら調査活動を行いました。

今回の調査内容としては：①実際に三陸鉄道に乗ってみること②三陸鉄道の社長さんにお会いして、バリアフリー化の取り組みについてお話を伺うこと。また、今後のツアー企画についてご協力いただきたい旨をお願いすること③「三陸鉄道を勝手に応援する会」の会長さんにお会いして、何か一緒にできないかどうかを伺うこと④宮古市周辺の観光スポットや宿泊施設について観光協会の方にお話を伺うことでした。

この調査の中でも私が一番印象に残っているのは、実際に三陸鉄道に乗った時のことです。宮古駅にはスロープ（渡し板）が無く、車両の内側に一段の段差があったため、センターみやこにある簡易スロープをお借りし、列車に持ち込んで乗車しました。現在の終点である小本駅まで片道30分、往復1時間の道のりです。



道中、とても深緑が溢れる景色が広がっていましたが、ときおり車窓から見える空地や瓦礫の集積場が震災の爪痕を実感させると共に、その風景をより印象付けました。私はあの景色を一生忘れることはないでしょう。宮古に来るまでは「実際に列車に乗れるのか」とい



う不安もあったので、乗車できたときの感動はひとしおでした。

また、私は震災直後にも岩手を訪れており、その後の復興状況がどうなっているのか気になっていたため、所用で沿岸部に行くセンターみやこの職員さんに便乗し、田老サービスセンターというデイセンターを訪れ、そこで出会ったダウン症の方にお話を聞くことができました。その方は震災以前には鮮やかな絵を描いていたけれど、震災後はしばらく描けなくなったとのこと。最近、また絵を描くようになったが、以前とは描き方やタッチが全く違い、鮮やかな色を使わなくなったことなどを聞きました。

今回の調査で、震災後2年経った今でもその爪痕は人にも街にも色濃く刻まれていることを改めて感じました。しかし、その一方で宮古に住む人たちの温かさや情熱、溢れる自然に美味しい海産物、三陸鉄道の全面復興を願う人々の声など、沢山の魅力について知ることができました。今後は宮古で見聞きしてきたことを少しでも多くの人に伝えていきたいと感じています。

震災後に「つながろう〇〇」というキャッチコピーをよく聞くようになりましたが、宮古での調査からしばらく経って思うことは、「つながってからどうするか」だということです。その「どうするか」の形のひとつとして、地元の人たちと一緒に考えながら、三陸ツアー企画を成功させたいと強く思っています。

そのときには、みなさんもぜひ一緒に参加しましょうー(´▽`)

(下林)

総合支援法に変わったよ！ えっ、ほんま？ Part+25

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



おっ、めずらしい。差別解消法や生活保護
や話があっちこっちいってたからなあ。
ところで総合支援法ってなんやったっけ？

あちゃ。
で、またやばい話？

ほお。どんなこと話し合うんやろ？

重訪の拡大は前にも聞いたわ。
グループホームの一元化って？

～～。それだけ？

ふ～ん。なんか、選択肢が広がる感じやね。
ひよっとしたらいろんなニーズに対応できる
ようになるかもしれへんね。

障害者制度改革について
勉強中のタクオさん
小難しいこともやさしく(?)解説



今回は、久しぶりに「総合支援法」ガッツリの話しをするよ。

ポケッ。この前、自立支援法から名前が変わった「総
合支援法」のことだよ。ところで、その法律の内容
について、国の方で新しい動きがはじまったよ。

いや。今回は前向きな話。
厚労省の内部で、「障害者の地域生活の推進に関する検
討会議」というのがはじまったんだ。

前から言ってるけど、総合支援法になって、重度訪問
介護が知的・精神障害の方にも拡大されるって話しが
あったでしょ。あれが大きなテーマの一つ。
それから、もう一つ大きいテーマが、グループホーム
の一元化の話。

うん。今は、グループホームとケアホームにわかれていて、
グループホームは基本、介護が要らない人が入って、ケアホ
ームには介護が必要な人が入る仕組みなんだけど、介護がい
る、いらぬは状態や年齢によって変わるから、ややこしい
仕組みだったんだ。それをすっきりさせるわけだ。

いや。実はね、今度から、グループホームの世話人だけが支援
をするのではなく、必要なら、グループホームに住みつつ、ヘル
パーも利用できるようになるんだ。
それから、サテライト型のグループホームといって、ご近所さ
んなら、一人暮らしのアパートもグループホームの一つに数え
ることができるようになるんだ。

そうやねー。この検討会議はけっこう注目だよ。重訪の拡大に
ついても話し合われている。行動援護との関係がけっこうポイ
ントだけど、行動援護を使ってからでないと重訪を使えないよ
うにしようとか、不穏な動きもある。会議は10月まで。あと2
ヶ月、けっこう勝負の時期だよー。

生活保護引き下げ開始 8月より

8月1日より、生活保護費の大幅な引き下げが実施されました。引き下げは、3年間で段階的に行われます。つまり、来年4月と再来年の4月にまたさらに引き下げられます。

JCILの何人かの障害者も生活保護を利用して自立生活を営んでいます。

国は、一方的に引き下げを決定しました。

引き下げ額は年齢や世帯構成によってさまざまですが、JCILメンバーの多くは、だいたい3年間で4千円くらい下がるようです。

物価上昇が言われているのに、なんでやねん、という感じです。

今回の引き下げは、特に家族の多い世帯ほど、ダメージが大きいです。たとえば、両親40代、子ども10代の3人家族だと、ひと月の生活費のうち、2万円くらい減額されます。また、12月に支給される期末一時手当ても、その世帯の場合、2万円ほど減額されます。

生活保護基準額の引き下げはヘルパーなどの低所得者層にも影響を与える可能性があります。まず最低賃金が上がりにくくなり、

賃金が低くおさえつけられます。また、稼ぎが多くな、これまで非課税世帯だった人が、突然課税世帯に切り替わり、免除だった住民税の支払いの負担が発生する可能性もあります。

JCILの生活保護当事者のメンバーやその仲間達は、この引き下げについて黙っておらず、8月1日に10名で京都府に対して、不服申し立ての審査請求を行いました(8月2日付け京都新聞記事参照)。審査請求はA4の用紙一枚書くだけで、簡単にできます。審査請求を多くの人が出すことで、今後の引き下げをストップする可能性もできます。私たちは8月30日にさらに20名以上のメンバーで審査請求をしに行きます。もし不満のある方がおられたら、審査請求やってみてください！期限があるので、お早めに！（担当：渡邊）

生活保護基準額減

府に不服審査請求

障害者10人「国は早く死ねと」

生活保護費のうち食費などに充てる「生活扶助」の基準額が1日に引き下げられたことを受け、京都府内で生活保護を受給している障害者10人が、府への不服審査請求を一齐に行った。

請求したのは、京都府の障害者団体でつくる「生活保護改悪に反対する人々の会」の身体的、精神の障害者。いずれも8月の生活扶

助費が千〜3千円減額されていたという。京都市上京区の府庁で記者会見した同会の小松満雄代表(52)は「南区IIは(受給して)申し訳ないと思いがら暮らしているが、生活扶助費が下がるのはつらい。国は、弱い人

は早く死ねと言っているように思える」と訴えた。請求は50日以内に知事が裁決する。同会は結果次第では提訴も視野に入れている。



一斉に不服審査請求を行い、記者会見する障害者たち(京都市上京区・府庁)

同会は不服審査請求手続きの相談会を8、18の両日午後2〜4時、下京区の下京いきいき市民活動センター会議室3で開く。問い合わせは同会☎075(671)8484。(小川卓宏)

こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふう動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください♪

講師は石田久美さんです。

★ヨガ:全身をうごかすヨガ

日時:9月17日(火) 18:15-19:30
(OPEN18:00)

場所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費:無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

